

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成29年度横浜国道共同溝監視業務
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 大西 亘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	平成29年4月3日
契約の相手方の氏名及び住所	日本ユーティリティサブウェイ(株) 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥297,324,000円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、横浜国道事務所が管理する共同溝(約50.3km)のセキュリティの確保を目的に、入溝管理・監視施設等による常時監視、有事の際の通報及び附帯設備の点検等を行う業務である。</p> <p>本業務の遂行にあたっては、都市の重要なライフラインの有事への対応が極めて重要な課題であることから、共同溝内部の複雑な構造や特性・機能等を熟知した上で、共同溝を一元的に監視することができる統合的な情報や設備を用いた監視・保安体制が必要である。</p> <p>また、共同溝の構造・共同構内の收容施設・共同溝施設の監視体制・センサー類の種類や配置などの情報は、テロ行為による破壊等の防止のため、秘密にすべき事項であり特殊性が要求される業務である。</p> <p>さらに、共同溝のセキュリティの確保するにあたり、関東地方整備局と各占用企業者(ライフライン事業者)との間で「共同溝のセキュリティの確保に関する基本協定書・細目協定書」を締結しており、極めて高いセキュリティレベルが要求されているところである。</p> <p>日本ユーティリティサブウェイ(株)は、各占用企業者等の出資により共同溝を監視するために設立された会社であり、共同溝の管理監視に関する研究・技術開発、監視システムの設計・建設・管理等、共同溝保全に関する巡視・点検・維持管理等を主な業務としており、各占用企業者の收容施設の情報や監視に関わる特殊性やノウハウを総合的に有する唯一の企業である。</p> <p>したがって、当該企業は、重要なライフラインの安全確保のための監視に対し、各占用企業者から高い信頼性を得られており、道路管理者からの機密情報保持を図りながら、共同溝全体のセキュリティを継続的かつ安定的に確保しつつ、本業務を遂行できる能力を有する唯一の事業者である。</p> <p>よって、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」の規定により、日本ユーティリティサブウェイ株式会社と随意契約を締結するものである。</p>
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。